

平成30年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成30年5月8日 午前9時30分開議

- | | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第2回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p> |
| 々 | <p>これより、平成30年第2回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p> |
| 々 | <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、2番木村議員、3番高良議員を指名します。</p> |
| 々 | <p>日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> |
| 々 | <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定致しました。</p> |
| 々 | <p>お諮り致します。</p> <p>本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。</p> <p>これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> |
| 々 | <p>よって、そのように「決定」しました。</p> |

議 長

日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

皆さん、おはようございます。町内、各地で田植の最中となりまして、いよいよ万物躍動の季節になって参りました。本日は、平成30年第2回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

3月議会以降、本町にとりまして歴史に残る出来事が続きました。始めに4月9日午前1時32分に、大田市を震源地とする大地震により被災された方々にお見舞い申し上げます。本町でも震度5弱の揺れがあり、午前1時40分に対策本部を設置し、嚴重体制に入りましたが、大きな災害がなく安堵したところでございます。大田市へは本町から2人の職員を災害調査の応援に派遣致しました。災害はいつどんな形でどんな規模で起こるのか想像できないものであります。自分の命は自分で守る地域で守るを基本におき、日頃の訓練と備えが大切でありまして、今年も防災訓練等を通じて自主防災意識の向上を図っていきたくと考えております。なお、今月7日未明に江津市桜江町で発生しました土砂崩れによる国道261号線が通行止めとなり復旧の目途がたっておりません。迂回路は温泉津周りとなっております。江津市から島根中央高校に通学しております10人の生徒につきましては、島根中央高校がマイクロバスで江津市駅間を緊急対応しております。また町内、日向で発生しました土砂災害による県道別府川本線の復旧の目途もたっておりません。スクールバスのコースを変更して運行しております。3月31日には88年間活躍してくれた三江線を見送り、4月1日には新しいバス運行が始まりました。この新しい公共交通が三江線は無くなったが生活交通として今まで以上に利便になったと、多くの町民の皆様にご利用いただき持続可能な公共交通となるよう「乗って残そう」私たちの公共交通を合い言葉に、地域に愛される公共交通となる事を願っております。4月13日には、本町にとりましては57年ぶりとなります企業誘致、株式会社三協の竣工式が行われました。川本町に新たな大きな経済の流れが生まれ各業界が相乗効果を発揮し、川本町が大きく発展する事を願っております。

本日、ご提案申し上げます案件は8件でございます。よろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々

お諮り致します。

この際、日程第4、「議案第31号、専決処分の承認を求める事について

議 長 《川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について》から、日程第1
1 「議案第38号、専決処分の承認を求める事について《工事請負変更契約
の締結について》」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、そのように「決定」致しました。

々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、
提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。

それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。

々 それでは、日程第4「議案第31号」から、日程第5「議案第32号」に
ついて説明を求めます。番外高良町民生活課長。

番外高良町 おはようございます。それでは「議案第31号」について、ご説明申し上
民生活課長 げます。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処
分をしたもので、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。
専決処分事項は、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専
決処分年月日は、平成30年3月31日です。

続いて専決第8号、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について、
ご説明申し上げます。

まず、1ページから22ページが、^{あらた}改め文となっております。その次に、
新旧対照表が1ページから34ページまで付けてございます。そして、この
度の、改正内容は、新旧対照表のあとに付けておりますので、35ページの
説明資料をご覧いただきたいと思っております。

専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、関係
省令等が、平成30年3月30日に公布、同年4月1日から施行となること
に伴い、川本町税条例の一部を改正する必要から、専決処分をしたものであ
ります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでござい
ます。

改正の概要ですが、地方税法の改正のうち、主なものと致しまして、資料
の中ほど（1）^{かつこいち}個人町民税では、^{まるいち}①から^{まるよん}④まで、主に4つござい
ます。また、国の示した見直しのイメージ図を39ページ以降に付けてお
りますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

まず、①給与所得控除・公的年金控除から、基礎控除への振替でございま

番外高良町
民生活課長

す。これは、現在の、個人所得課税は、働き方や、収入の^{かたく}稼得方法により、所得計算が、大きく異なる仕組みとなっております。そこで、^{こんにち}今日の、働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除・公的年金等控除の一部を、基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや、在宅での仕事など、様々なスタイルによる働き方改革を後押しする観点から、見直されるものであります。

次に、②給与所得控除の見直しでございます。控除額が頭打ちとなる給与収入金額や、給与所得控除額が、引き下げられるものであります。ただし、子育て世帯や、介護世帯には、負担増が生じないように措置がとられます。

次に、③公的年金控除の見直しでございます。公的年金等の収入が、100万円を超える場合の控除額に上限が設けられます。また、年金以外に、特に高額な副収入がある年金受給者の方は、控除額が、引き下げられます。

次に、④基礎控除の見直しでございます。特に、高額の所得がある方に限り、基礎控除額が、^{ていげん}逡減・消失されるものであります。具体的には、次の36ページの上の表になります。

その他の見直しでございますが、ただ今の、①から④までの見直しに関連し、各種の控除や、非課税限度額などについて、所要の措置が行われております。国の示した図を、44ページに付けておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。なお、これらの見直しは、平成33年度以降の、個人町民税について適用されることとなります。

続いて、資料37ページをご覧くださいませ。

^{かっこの}(2) 法人町民税につきましては、納期限が延長された場合の延滞金の計算期間の取り扱いについてであります。

^{かっこの}(3) 固定資産税につきましては、現在、住宅などの宅地につきましては、課税の際、特例が設けられ、軽減が図られておりますが、そうした負担調整の措置が、引き続き、30年度から32年度まで、3年間延長されるものであります。

^{かっこの}(4) 町たばこ税につきましては、国と地方との、たばこ税の配分比率1対1を維持した上で、一般品では、税率が、平成30年10月1日から、3段階で引き上げられます。国と地方あわせ、1本あたり、毎年1円ずつ、平成33年10月1日の時点では、計3円の増となります。

また、旧3級品では、平成31年4月1日に予定されている税率の引き上げが平成31年10月1日に延期されます。国と地方をあわせ、1本あたり、計5,432円の増となります。なお、申し訳ございませんが、表の数字に1カ所、誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。37ページ、たばこ税のところの、旧3級品、平成30年4月1日の一番右側でございますが、数字が4696となっておりますが、正しくは4656でございます。

番外高良町
民生活課長

ます。大変、申し訳ございません。

最後に、資料38ページになりますが、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分が創設されます。課税方式は、資料45ページを併せてご覧いただきたいと思いますが、この新課税方式は、平成30年10月1日から実施され、5年間かけて、段階的に移行されることとなります。

以上、ご説明いたしました内容のほか、特例の適用延長等による所要の条例改正を行っております。

々

続きまして、「議案第32号」について、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

専決処分事項は、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分年月日は、平成30年3月31日です。

続いて、専決第9号、川本町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

^{あらた}改め文、新旧対照表のあとに、資料を付けておりますので、3ページをご覧いただきたいと思います。

専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、関係省令等が平成30年3月30日に公布、同年4月1日から施行となることに伴い、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要から、専決処分をしたものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

改正の概要ですが、国民健康保険の被保険者間の、保険税負担の公平、また、中・低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から、1点目として、基礎課税に係る課税限度額が、54万円から、58万円に引き上げられました。一方、2点目として、軽減措置の判定基準となる金額は、5割軽減の場合、27万円から27万5千円に、2割軽減の場合、49万円から50万円に、見直しがされております。

以上、ご説明いたしました内容のほか、所要の条例改正を行っております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第6「議案第33号」について説明を求めます。
番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長

それでは、「議案第33号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行い

番外森川総
務財政課長

ましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の事項と致しましては、平成29年度川本町一般会計補正予算(第7号)で、専決処分年月日は、平成30年3月31日であります。

次のページをお開きください。

歳入歳出予算の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59,685千円を減額し、歳入歳出の総額を、4,192,663千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、説明資料でご説明いたしますので、説明資料の先ず最初に28ページをお開き下さい。

まず、歳出についてご説明を致します。

最初に、その中でも増額となります項目を説明いたします。

第2款、総務費、公共施設維持管理基金積立金135,000千円は、決算見込みにより、積み立てが可能となったことから、積み立てをするものありますが、当基金につきましては、4月1日以降、福祉施設整備基金とともに、新たに設置した公共施設等総合管理基金とするため、当補正予算では当基金に積み立て、今後、必要となる公共施設等の更新、除却等に要する財源として積み立てるものであります。

同じく2款、ふるさと思いやり基金積立金2,548千円は、29年度の実績に伴い増額するものであります。

その他の科目におきましては、事業の実績等に伴いそれぞれ減額をしておりますので、その中でも、主な事業についてご説明をさせていただきます。

最初に、2款、総務費、庁舎裏プレハブ整備事業費6,000千円の減額は、当初、庁舎裏の自転車小屋のところに書庫となるプレハブを整備する計画で予算を計上しておりましたが、建築確認申請を出すにあたり地盤調査をした結果、軟弱地盤であることがわかり、基礎の補強に多額の費用がかかることから、場所の変更を検討するため、29年度の建設を見送り、全額減額するものであります。

同じく、2款、三原地域活性化事業車両購入3,588千円の減額は、地方創生推進交付金事業として、高齢者の外出支援や宅配サービスに必要な車両を2台購入予定としておりましたが、当地区の事業者において他の事業による移動販売にかかる車両の購入などございましたので、2台の予定が1台になったことから減額するものでございます。

3款、民生費、病後児保育事業施設補助金11,700万円の減額は、当初、新たに施設の建設を予定しておりましたが、既存の建物を活用して実施することとしたことから、減額するものであります。

4款、衛生費、合併処理浄化槽設置補助金5,670千円の減額は、20

番外森川総
務財政課長

基設置の予算を計上しておりましたが、10基の設置でございましたので、実績により減額するものであります。

6款、農林水産業費、奨励作物拡大支援補助金2,376千円の減額は、エゴマ等の生産拡大支援補助金でございますが、実績により減額するものであります。当初、収量について、8,000kgを予定しておりましたが、予定していた収量に達しませんでしたので減額するものでございます。

7款、商工費、小売店等持続化支援事業補助金10,272千円の減額は、空店舗活用事業の実績、及び住民の買い物不便対策に係る事業等の予算がございましたけども、その事業の申請がございましたので減額するものであります。

8款、土木費、除雪作業委託5,397千円の減額は、1月、2月の大雪で、除雪費を補正増額しておりましたが、実績に伴い減額をするものであります。この減額する金額につきましては、概ね町内全域について除雪をしたときの1日分の経費にあたるものでございます。

11款、災害復旧費、現年発生農地災害復旧費3,878千円の減額は、農地災害におきまして、実施設計、及び入札等の実績により減額するものであります。

次に1ページ戻っていただきまして、歳入をご覧ください。27ページでございます。

歳入につきましても、主なものについてご説明いたします。

2款、地方譲与税から、7款、自動車取得税交付金までにつきましては、交付額の確定に伴い、それぞれ増額、減額をしております。

9款、地方交付税49,839千円は、特別交付税の3月交付の額が確定したことにより増額するものであります。

13款、国庫支出金と、14款、県支出金の子ども子育て支援整備交付金それぞれ3,300千円の減額は、歳出でもご説明しました、病後児保育事業において新たな施設の整備をせず、既存の施設を活用することとした為、それぞれ減額するものであります。

13款、国庫支出金、地方創生推進交付金2,818千円の減額は、歳出でも説明は致しましたが、高齢者の外出支援事業などの車両購入の実績に伴い減額をするものであります。

14款、県支出金、携帯電話等エリア整備事業補助金30,600千円は、平成28年度事業について、29年度に繰越をしましたが、その事業の国からの補助金の額が確定したため増額するものであります。

15款、財産収入、土地売り払い収入22,425千円の減額は、誘致企業に工場用地として売り払った土地代金について、当初予算1億3千万円を

番外森川総
務財政課長

計上しておりましたが、実績に伴い減額するものであります。

16款、寄付金、ふるさと思いやり基金寄付金935千円は、実績に伴い増額するものであります。

17款、繰入金、54,389千円の減額は、事業費の確定に伴い減額するものでございますが、内訳につきましては、基金の状況のところで、ご説明をさせていただきます。

19款、諸収入、災害共済金2,137千円は、平成28年の大雪による倒木に伴い、芋畑地区の光ファイバーケーブルが損傷しました。その災害共済金について、かなり期間が経過を致しましたが額が確定しましたので予算計上するものであります。

20款、町債につきましては、29ページでご説明をしますので1ページ捲っていただきまして、29ページの第3表をご覧くださいませでしょうか。

事業費の確定に伴い、20,700千円の減額をするものであります。内訳と致しましては、以下の表のとおりでございますが、集会所施設整備事業400千円の減額、道路整備事業5,800千円の減額ですが、橋梁修繕事業で1,700千円の増額、町道三原古市線道路開設事業で7,500千円の減額であります。

以下、それぞれ事業費の確定に伴い、減額をしたものでございます。

今回の補正におきまして、20,700千円の減額を行い、この結果、29年度の限度額は519,900千円となります。

次に、基金の状況でございます。

事業が確定した為に補正を行うものでございます。

財政調整基金の31,600千円と、その他特定目的基金の内、学校教育施設整備基金414千円、公共施設維持管理基金5,762千円、ふるさと思いやり基金830千円、雇用創出基金15,783千円の取り崩しをやめ新たに、公共施設維持管理基金135,000千円、ふるさと思いやり基金2,548千円を積み立てます。また、減債基金3,608千円とその他特定目的基金の内、過疎地域自立促進基金150千円、子ども子育て支援基金4千円の積み立てを減額します。

この結果、今年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計で、2,084,459千円となる見込みでございます。

次に、29ページの一番上になりますけれども、第2表でございます。繰越明許費の補正でございます。

7款、商工費、企業立地促進助成事業につきまして、当該事業認定を受けておりました事業者におきまして、その事業の完了が遅延したことから、70,000千円を繰り越すものでございます。

番外森川総
務財政課長
議 長

以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第7「議案第34号」から、日程第8「議案35号」について説明を求めます。番外左田野健康福祉課長。

番外左田野
健康福祉課
長

失礼します。では「議案第34号」について説明させていただきます。

この議案は、地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたので、規定により、議会の承認を求めらるるものでございます。

専決処分の事項は、平成29年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号でございます。専決処分年月日は、平成30年3月31日です。

次ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出の総額に32千円を追加し、歳入歳出の総額を611,412千円とするものでございます。

最終ページ、7ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

今回の補正予算の内容としましては、4つの項目がございます。

まず1つ目は、医療費に不要額が生じたことによるもので、これにより、歳出の療養給付費を10,000千円減額し、その財源となる歳入の、国庫負担金の療養給付費負担金を3,200千円減額、国庫補助金の財政調整交付金を700千円減額、県補助金の財政調整交付金を600千円減額、繰入金金の基金繰入金を5,500千円減額します。

2つ目は、精神保険分などに交付金が手厚く交付されたことによるもので、これにより、歳入の国庫補助金の財政調整交付金を4,500千円増額し、同じく歳入の基金繰入金を同額4,500千円減額します。

3つ目は、前々年度の医療費に基づいて積算された、29年度の交付額が過大である見込で有り、これについては、後年度精算による返還が必要となるため、そのために、歳入の国庫補助金の財政調整交付金を10,000千円増額し、歳出の基金積立金を10,000千円増額します。

4つ目は、基金の運用益が予算額より増額となったことによるもので、これによりまして、歳入の財産運用収入を32千円増額し、同じく歳出の基金積立金を同額32千円増額します。

補正予算の内訳は以上でございますが、歳入の国庫補助金の財政調整交付金と基金繰入金につきましては、それぞれの今、説明しました理由の合計額となっておりますので、補正額としましては財政調整交付金が13,800千円の増額、基金繰入金が10,000千円の減額となっております。

なお、年度末の基金残額の見込でございますが、歳入の基金の説明欄に掲

番外左田野 健康福祉課長 げておりますように、45,001千円ほどの残額を見込んでおります。
 なお、先ほど説明しましたように、この中には後年度の返還分を10,000千円含んでおります。また30年度の当初予算におきまして、1,465千円の繰入も予算化しておるところでございます。
 以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

々 続きまして、「議案第35号」について説明させていただきます。
 この議案は、地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたので、規定により議会の承認を求めるところでございます。
 専決処分の事項は、平成29年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号でございます。専決処分年月日は、平成30年3月31日です。
 次ページをご覧ください。
 今回の補正は、歳入歳出総額に300千円を追加し、歳入歳出総額を139,702千円とするものでございます。
 最終ページ、5ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。
 今回の補正内容につきましては、後期高齢者医療保険料のうち、普通徴収保険料が予算に比べ300千円ほど増額となる見込みのためでございます。
 このため、歳入の普通徴収保険料の現年度分を300千円増額し、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金を300千円増額します。
 以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第9「議案第36号」から、日程第11「議案第38号」について説明を求めます。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 それでは「議案第36号、専決処分の承認を求めることについて」説明いたします。
 この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。専決処分の事項は、平成29年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、専決処分年月日は平成30年3月31日でございます。
 次のページをお開きください。
 今回の歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24,046千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ384,917千円とするものでございます。
 10ページ以降に説明資料をつけておりますが、まず、歳出の11ページをお

番外宇山地
域整備課長

開きください。

歳出におきましては、事業費の確定によります不用額の減額でございます。

主なものと致しましては、1款、水道費、総務管理費の一般管理費のうち需用費におきまして、水源地施設（11施設）の電気料が見込みより少なかったことによる1,000千円の減額と、償還金利子及び割引料におきまして、起債借入予定額の減少に伴う利息、1,059千円の減額でございます。

次に、建設改良費の施設改良費におきましては、中三島地区玉繰橋付近の配水管工事を行う予定でございましたが、交通整理員の手配がつかず、平成29年度の工事を取り止めたため、4,512千円を減額したものでございます。本工事は本年度、平成30年度に行う予定としております。

簡易水道事業再編推進事業におきましては、川本大橋への配水管添架工事は三江線廃止後としたため、委託料12,975千円を減額したものでございます。

本工事は、平成30年度、今年度に行う予定としております。

続きまして、資料の10ページをお開き下さい。

歳入につきましても、同様に事業費の確定によります減額でございます。

主なものといたしましては、7款、分担金及び負担金におきまして、多田定住住宅水道管布設工事請負額減額に伴います1,264千円の減額、9款、国庫補助金におきまして、簡易水道再編推進事業補助金減額に伴います5,520千円の減額、16款、町債におきましては、歳出における建設改良費、簡易水道再編推進事業費の減額に伴いまして、簡易水道事業債8,700千円及び過疎対策事業債7,100千円を減額するものでございます。

以上、ご承認の程よろしくお願いを致します。

々

次に、「議案第37号、専決処分の承認を求めることについて」、説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、工事請負変更契約の締結について、専決処分年月日は平成30年3月26日でございます。

次のページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道三原古市線第1工区におきまして、法面の検討に日数を要したため、当初平成30年3月31日の工期を、平成30年7月31に変更したものでございます。契約金額の変更はございません。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木282番地、オーサン・小畑・^{こはた}松 井建設共同企業体、代表者、株式会社オーサン 代表取締役 ^{じんた ひさし}甚田 尚 氏。

番外宇山地
域整備課長

以上、ご承認の程、よろしくお願ひいたします。

々

次に、「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて」、説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、工事請負変更契約の締結について、専決処分年月日は平成30年3月26日でございます。

次のページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道三原古市線第2工区におきまして、法面の検討に日数を要したため、当初、平成30年3月31日の工期を、平成30年7月31日に変更したものでございます。契約金額の変更はございません。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7、^{ごうのかわ たいほう}江ノ川・大鵬・^{しんわ}親和建設共同企業体、代表者、株式会社江ノ川開発 代表取締役 ^{やまぐちよしお}山口嘉夫氏。以上、ご承認の程、よろしくお願ひ致します。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

それでは、「議案第31号、専決処分の承認を求める事について《川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について》」。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。
(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

議 長

「議案第31号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
はい、「全員」賛成であります。

々

よって、「議案第31号」は「承認」されました。

議 長 次に、「議案第32号、専決処分の承認を求める事について《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
はい、ただいま討論の申し出がありましたので、発言を許可します。
1番山口議員。

1番
山口議員 議案第32号、専決処分の承認を求める事について《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》に対し、反対討論を行います。「高すぎる国保税は生活を圧迫している」というのが、町民の切実な声です。今年度から制度改定された国保の県単位化は、高すぎる国保税などの構造的な問題を何ら改善、解決するものではなく、逆に、さらなる町民への「負担増」、「徴収強化」、「給付費削減・抑制」をすすめ、「一般会計から国保特別会計への繰入解消」などの、圧力がかかることになる恐れがあるなどの、重大な問題を含んでいます。このような中で、地方税制の改正に伴う、本国民健康保険条例改正の専決処分は国保税の課税限度額、負担上限額を54万円から58万円に引き上げています。負担の軽減どころか、高額所得者とは言えない中間層に、いっそう重い負担を課すことにつながり、見過ごすことはできません。国保は、日本国憲法25条に基づく社会保障制度であり、国民皆保険制度の最後の砦と言える制度です。国保は、町民のいのちと健康を守るものでなければなりません。今、必要とされるのは、高すぎる国保税などの構造的な問題、危機的状況を打開する抜本的な制度改革です。今年度からの国保の「県単位化」にあたって、県から示されている本町の県への納付金は、現在の国保税の引き下げが可能な金額が示されています。町民の「国保税の負担を軽減して欲しい」の願いに応えて、国保税の引き下げに踏み切るべきです。私は、専決処分された国保税の課税限度額を引き上げる本国民健康保険税条例に反対し、町民に重い負担を強いる国保税の引き下げを求め、討論を終わります。

議 長 ただいま反対討論がありました。賛成の討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

議 長 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
「議案第32号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
賛成、「多数」であります。

々 よって、「議案第32号」は、「承認」されました。

々 次に、「議案第33号、専決処分の承認を求める事について《平成29年度川本町一般会計補正予算（第7号）》」について。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
はい、4番石川議員。

4番
石川議員 28ページをお開き下さい。歳出のところですが、^{マイナス}△、^{マイナス}△というふうにずっと続いています。これを見ますと事業があつて、ある意味仕方ないなど当然だなどというのは、ずっと並んでおりますけども、これはちょっと努力が足りなくて事業がやっていないというのが、私の目から見て何点かあります。その中で、第6款、第7款、商工費のところ、小売店等持続化支援事業補助金△10,272千円。これについて、ちょっとお伺いしますが、先ずどういう性質を持った事業なのか、それとどのようにして周知徹底を図って皆さん方に、このものを使ってもらおうというような事をやられたのか、2点についてお伺いします。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長 事業内容でございますが、これは県の補助事業を活用して事業を行っております。1つめは小売業ですとかサービス業など開店に関する支援。それから買い物などの不便に対する支援等が行われておりまして、これは商工会なども通じて事業の実施の要望などとおる訳ですが、実際にその開店を希望される方が、事業開始の検討をされて、実際に最終的に役場の方に商工会の方に相談される段階が、年度始まってからというパターンがおおございまして、ほんとの事言いますと、前年度に開業予定者と話し合いをして、要望をとって次年度の事業に反映させておくというのが、予算立ての正しいやり方だと思いますが、なかなか現在のところではそういう事業開始に至るまでの事業実施者との話し合いが希望取りのところまでいっておりませんので、今後はそういった話し合いも商工会を通じてPRですとか、事業についての話し合い等もしていく必要があるかなというふうに思います。予算の執

番外湯浅産業振興課長 行に対して、そういった段階を踏むべきかなというふうな事も考えております。以上でございます。

議 長 はい、4番石川議員。

4番石川議員 という事は、課長にちょっと言いますが、微妙なところがあるんですけども、そういう予定者がいらっしまったという、そういう理解。それとその事を答えて下さい。弓市の活性化という事で他の議員さんからも毎回その質問があります。それと過疎化で買い物弱者という問題も出ております。そういう事を踏まえて、町として待つ姿勢じゃなくて、やはり商工会とほんとに話し合って、そういう業者をあたって、その橋渡しをしていくという、そういう姿勢じゃないと全てのこの事業がありませんでした。応募がありませんでした。そういう事になっていくと思うんですよ。それでもう一回聞きますけれども、その予定者がこの事業ではあった訳ですか、どうなんですか。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 事業実施の希望される方が最終的に商工会なり役場の方に相談を掛けられたのが、年度に入ってからという事で、前年度中に具体的に次年度に事業を実施されるというところまでの要望、または事業実施の確定というところまではいっておりませんでした。ですので、昨年度は事業の承継の協議会等も立ち上げておりますし、そこら辺を通していろんな情報収集なりさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 よろしいですか。
（「はい」の声あり）

他に、はい、5番植田議員。

5番植田議員 2点ほど。総務費の三原地域活性化事業車両購入費で、当初2台の予定だったが1台だ、で終わったという事でもう1台が移動販売者等というような説明があったような気がしますけども、どのように協議をしていった中で、これを買わずにおこうという事になったのか、それをちょっと教えていただきたい。それからもう1つ15の、これは歳入の方です。財産収入で三協の方への土地売り払い収入が22,425千円減額になったという事ですけども、この理由。以上、2点。

議 長	はい、番外杉本まちづくり推進課長。
番外杉本まちづくり推進課長	議員ご質問の内の最初の三原地域活性化事業車両購入に掛かる、2台、当初は予定をしておったところでございますが、これが1台になったというところでございます。1台これは不用額として落としたものにつきましては、移動販売等々に担当するところへの車両購入を検討しておりましたけれども、実は当地区で移動販売宅配支援事業という事で、これも県の補助を受けて車両を購入された同様の事業実施されるというところで、補助を受けて車両購入された企業が事業所がございます。こういった事がございますので、同様の車両を複数台、町の補助で支援するという事を見送ったというところでございます。
議 長	先にいきますか。(「あとから言う」の声あり) はい。次の歳入の。はい、番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産業振興課長	当初、工事費が1億4千万程度あったところでございますが、工事費の減額とそれから洪水調整池設置にかかる部分を、これを調整池の部分を除いた額で減額になっております。
議 長	はい、5番植田議員。
5番植田議員	今の答弁の中で、私はちょっとおかしいなと思ったのは、工事費の減額が歳入の減額じゃないはずだ。単なる調整池を作った為に面積が減ったから売上額が減ったというのが正しいんじゃないかと。工事費の減額は歳入が減ったという事だろ。歳入が減った事を聞いておるんだよ。
議 長	はい、番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産業振興課長	掛かった工事費に対して、売り払い金額という事を言っておりましたので、すみません、説明がおかしかったかも知れません。工事費相当額で売却金額という事になっておりましたので、工事費が下がったので、その分、収入も売却金額が下がったので、収入が下がったというところでございます。
5番植田議員	だから調整池を作る為に、工事面積が減ったから下がったんでしょ。面積も少なくなったから工事費が下がったという事だろ。要は面積が下がったという事だろ。少なくなったという事だろ。

5 番

(「面積が下がっている」湯浅課長の声あり)

植田議員

はい。それともう一つ、今ほかの事業者さんが移動販売車を購入されたという。これは三原地区であったという事でよろしいか。それはそれで民間の方でそういうふうな個人的に補助を受けてやっておられるという事は、私は非常に良いことだと思っております。私もしばらく前から言っておりますけど、川本町、いずれ買い物弱者がそこらじゅう周辺に出てくる。その中で今に町が補助金を出して、こういう移動販売車を買ってどこかの民間に委託してでも、町民の方の買い物弱者の解消を図るという事をしなくちゃならないというのは、私、常々持論として言っておりましたけれども、これから先こういう事を考えるっていう気は有るか、無いか。

議 長

はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長

議員ご指摘のとおりですね、特に交通の空白地域でございますとか、そういった交通弱者の方がどんどん増えてくるという状況でございます。これを受け入れていただける先ず組織というものが当然必要になってこようかと思っておりますけれども、当初は三原地区においてはそういった団体がございまして、そちらの方を想定して活動予定をしておりましたけれども、この段階では当地区で事業所さんが同じような事をされるという事でありましたけれども、場合によってはその範囲を広げる用途も広げるという事が、今後、必要になってこようかと思っております。今、今後についてはですね、そういった今我々が想定しておいた団体さんともですね、十分な協議をしていって必要に応じて、その新たな車両というか今、今回導入した車両を活用するなどして、そういうった事業が展開できればというふうに考えます。

議 長

よろしいですか。

(「今回、全体を考えておいて下さい」の声あり)

はい、他にありませんか。はい、7 番大畑議員。

7 番

大畑議員

何点かお伺いを致します。先ず最初にですね、学習交流センターの実費徴収金が4, 507千円ほど減額になっておりますけれども、まずこの理由について。

議 長

番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま

ちょっと詳細を帰ってよく調べないと分からないところがございますが、

ちづくり推進課長 把握しておるところでございますと、29年度に改修をしております。36人の定員ところを16部屋増やして、いちおう予備の部屋が6部屋あるという事ですが、52部屋にしております。2学期からそこに入寮を増員16名するという事で想定をしておりましたけれども、そこへの入寮が無かったというところでの、その差がここに出てきたというふうに把握をしております。

議長 はい、7番大畑議員。

7番大畑議員 それに付随してですね、学習交流センターの管理業務委託が減額3,186千円が減額になっていきますけども、これの減額の根拠というのは何ですか。

議長 はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 これにつきましても、当初その16名の増員を予定をしておいて、委託料を増やしたというところがありましたが、それがその増員が無かったというところでの減であると把握をしております。

議長 はい、7番大畑議員。

7番大畑議員 この減額の要因というのは何になるのか、という事なんです。要は人数が減ったから、減ったと。じゃあ何を根拠に減らしているのかという事なんです。食費なら食費、きちんとした根拠があって、これを減額されているのかどうなのかという事をお尋ねしたんです。

議長 はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 いちばん掛かっておるのが、やはり調理に掛かる部分でございますので、その減額が多かったというところでございます。

議長 はい、7番大畑議員。

7番大畑議員 それは例えば1人減れば食費が幾ら減るというような事がきちんと示されているのか、どうなのか。例えば1人減った。じゃあ食費これだけ掛かるものがこれだけ減りましたという根拠になって、その積算されているのか。この3,186千円を減らした根拠というのが、食費なら食費なんでしょうけども、じゃあ何食分減ったから、だからこれだけ減ったんだというような説

7番
大畑議員
議長 明がつくんでしょうか。
はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 学習交流センターの食費につきましては、確かこれ一日の食費単価であつたか、一食であったか、ちょっとですけども。明確にそれは数字が出て参ります。それと年間を通じて食事を予定をされておった、その入寮されなかったという要因だけではなくて、年間を通じて食事を予定をされておったお子さんが食べないという時にも、数字が明確に出てきますので、そこは明確な数字として表せるものだと思っております。

議長 はい、7番大畑議員。

7番
大畑議員 はい、それでは次、移ります。定住促進住宅の整備費12,150千円が減額になっていますけども、これはあまりにも大きな数字なんですけども、これはどういう理由からでしょうか。

議長 はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 大きな要因としましては、当初4棟の建築を予定をしておりましたが、今回3棟の建築という事に致しましたので、概ねそこに掛かる経費と減額という事でございます。

議長 はい、7番大畑議員。

7番
大畑議員
議長 だったらこれ少ないんじゃないですか。減額幅が。
番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 今回ですね、特に住宅の整備に掛かる外構と言いましょうか、外構はそうでもないですが、道路の整備でありますとか、そういったところもございました。当初、一定程度の道路の予算も確保しておりましたが、割と大きなものが掛かってきたというところと、後はここの土地の分筆でありますとか合筆でありますとか、そういったところに非常に経費が掛かっておるというところで、その分をその1棟分から支出しておりますので、まるまる1棟分の減額にはちょっと至っておらないというところがございます。

議 長 はい、7番大畑議員。

7番
大畑議員 次に、テレワーク推進事業2，660千円減額になってますけども、これは交付金部分の減額というふうに捉えて良いんでしょうか。
 じゃあ後で良いですわ。もう1つ。

議 長 はい、7番大畑議員。

7番
大畑議員 自然な出会い創出事業、これ1，123千円減額になっています。それでこれは前年度どういう取り組みをして全部の予算に対して幾ら使って、それからこれだけ不用額が生じた理由、回数が無かったというふうになるんでしょうけども、その理由についてお伺いを致します。

議 長 はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 減額の理由と致しましては、議員仰られるとおりの回数が少なかったというところによりますけれども、前年度の実績どういった事をして、どれぐらい掛かったおるかというのがですね、ちょっと今ここで資料がございませんので、またちょっとお知らせをさせていただきます。

議 長 はい、7番大畑議員。

7番
大畑議員 これは要はですね、私は以前からも申し上げておりますけども、川本町の人口対策にとって大変重要な事なんですよね。それで今、確かに社会増減で言いますと社会増にはなっていないかなと思いますけれども、いつも申し上げているとおりの自然減を極力減らさないと、どんどん減っていくというのは過去の実績を見ても分かる訳で、そういう意味から本当にこの自然増に取り組む気持ちが皆さんの中にあるのか、どうなのか。これひとつとっても非常に疑問に思うんですけども、今年度も同様な事業が確かあると思いますけれども、これについては、しっかりとこれが成果の有る事業になるようにもうちょっと真剣にですね、業務委託とかそういうふうな事で事業者任せにするんじゃなくて、もう少し実のある取り組みになるよう知恵を絞っていただきたいというふうにお願いをしておきます。

議 長 よろしいですか。（「はい」の声あり）
 はい、他に。はい、3番高良議員。

3番
高良議員

ちょっと2点ほどお聞きします。先ず1点目が消防費ですが、消防団装備品購入費（助成金不採択による減）と、消防施設維持費（実績による減）と2つ1,000千円が上がっておる訳ですが、それと歳入の方のコミュニティ助成、諸収入、コミュニティ助成事業助成金（消防装備品不採択による減）が1,000千円上がっておるんですが、これとこちらの1,000千円のどちらが関係があるのか無いのかが1つと、消防装備品購入費という事で上げられておるという事は、何らかの装備がいるだろうという事で予定されたのだと思うのですが、これが不採択で購入出来ないという事で消防団の活動が何らかの影響を与えるものなのか、どうなのか、それを1点お聞きします。それと教育費の中で中学校学力向上支援員人件費（実績による減）の1,596千円とありますが、これの実績は2人の予定が1人になったのか、その辺のところの詳細と、これが減額されたところで、この学力向上支援という活動自体に対して、支障は出ていないのか。その辺の答弁をお願いします。

議 長

はい、番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長

高良議員のご質問にお答え致します。まず最初に消防団の装備品購入費助成金不採択による減という事で1,000千円でございます。これは宝くじの財源を利用して29年度は消防団の防火衣を20着購入する予定にしておりました。それについて不採択になったので、この事業の使わなかったんですけども、他の事業を活用しまして、ちょっと20着まではいかなかったんですけども、6着の防火衣を購入して各分団の方に配布するような形をしております。これについては、次年度30年度も又その事業を活用して防火衣の購入を順次しながら増やしていきたいというふうに考えております。それと消防施設維持費につきましては、これについては因原地区の消火栓の修繕が必要であるというところで予算を計上しておりましたが、ちょうどですね今29年度のところで因原地区の水道の工事がございまして、その工事の中で合わせて消火栓の取り替えもおきましたので、これは町の単費で実施する予定にしておりましたけれども、指示がなかったという事でございます。それで歳入の方のコミュニティの方は先ほどの装備品に掛かる宝くじの助成金の100万の入りでございます。

議 長

はい、番外瀬上教育課長。

番外瀬上教

中学校の学力向上支援員の事でございます。こちらについてなんですが、

育課長 予算の方で時間の方を見ておりましたが、実績に応じて実際減額になったという事が1つと、もう1つは産休の先生が出まして、産休の支援員が出たという事で、それに替わる新しい支援員さんは配置しているんですけども、そういったところで不用額という事でございます。それから支障がないかについては支障は生じておりません。以上です。

議 長 よろしいですか。はい、3番高良議員。

3番
高良議員 先ほどありました防火服の件ですが、1分団、2分団、3分団と、出来れば各班に1つないし2つぐらいないと、実際の消防の現場で消防団員が作業するにあたっては、非常に火の粉が飛んできたりして結構たいへんな事もありますので、出来るだけ早急に団員の安全を確保する装備ですので、揃えていただく事は私は必要であると思います。それだけ申し上げて、これを終わります。

議 長 よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他にありませんか。大畑議員の答弁する？
（「テレワークの？」）（「あとで良い」の声あり）はい、それじゃあ後で。
はい、5番植田議員。

5番
植田議員 まず、学習交流センターの実費徴収で増改築した部分に入寮者が出なかったという事でありましてけれども、出るから部屋を改築して増やしたいという話じゃなかったん。見通しが甘かったという事か。その辺どうですか。

議 長 はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 江風寮からの、野球部のお子さんの入寮という事を想定をしておったところでございます。江風寮56人、男子寮定員のところに54名のその当時、お子さんが入っておられましたので、非常にきゅうきゅうな状況で居られたという状況でございます。そういったところの緩和をするという想定でございますので、なるべくですね、お子さんも練習会場が近い方が良いという事で、今回、その2学期からの入寮は無かったというところでございますが、年度内での異動というものも想定をしておったところですが、この寮の増築につきましては、当面の29年度だけではなくて、29年度以降の入寮生についても考慮して増築をしておるというところでございます。今現在は4

5名の方が入寮しておられるという状況でございます。

議 長 はい、5番植田議員。

5番 その45名っていうのは、もう満杯なっちゃあおらんという事だな、まだ。

植田議員

議 長 はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 36部屋あった部屋をですね、29年度の増築で16部屋増築をしました。
イコール(=)52部屋が、出来たというところでございます。定員につき
ましては、いちおう想定6部屋をですね、例えばインフルエンザであります
とか、そういった学習交流センター、そういった隔離する部屋がございませ
んでしたので、そういった部屋を6部屋設けるとして、定員を46名という
ふうにしておりますが、そこに今45名の方が入って居られるという状況に
ございます。

議 長 はい、5番植田議員。

5番 今、インフルエンザ等の想定をしてっていう言葉があったけど、当時そう
いう説明は無かったはずです。子どもが居って部屋が足らんようになるから
増築させてくれと。あそこへ当然入ってくる子ども達は町親が居るはずです。
そういうインフルエンザ等、病気になった時には町親の方へお願いするって
いう事になってたんじゃなかったですかね。当初は部屋が足りないから作ら
せてくれという話じゃなかったかな。

議 長 はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 議員ご指摘のとおりでございまして、先ず前提としては部屋数が足りない
というところが、前提でございます。16部屋の増築をしたというのがござ
いますが、昨今の寮というのはですね、そういった言い方が変ですが隔離す
る部屋と言いましょうか、外部との接触がない部屋というものが、必要であ
るという事がございます。学習交流センター、言われますように町親さんの
所に生徒さんが泊まりに行くという事が、平成29年度においても数件ござ
いしましたが、お迎えに来ていただくまでの間でございますとか、そういった
間にも寮に居れないという状況がこれまでであったところでございますが、そ
ういった部屋を活用して当面そこで隔離するという事が出来るという状況が

	<p>ございます。</p>
5 番 植田議員 議 長	<p>では、手を挙げん、初めからそうなら始めから言って下さい。</p> <p>はい、他にございませんか。 (「ありません」の声あり) はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。</p>
々	<p>「議案第33号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成であります。</p>
々	<p>よって、「議案第33号」は、「承認」されました。</p>
々	<p>次に、「議案第34号、専決処分の承認を求めることについて《平成29年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)》」について。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。 はい、4番石川議員。</p>
4 番 石川議員	<p>7ページ、歳入のところですけども、ここに備考の内容のところ基金残高と資金保有残高という事で数字が出ておりますけれども、いつもこの国保の問題で、賛否両論ちょっと分かれておりますけれども、もう一回、執行部に聞いておきますが、基金、これについてここにお示しになっている基金、このぐらいの基金がこれからも必要と考えているのか、その辺の今現在の考え方を聞いておきます。</p>
議 長	<p>番外左田野健康福祉課長。</p>
番外左田野 健康福祉課	<p>この基金につきましては、多いときには1億近くあった時期もございましたが、現在こういう額になっております。先ほどの説明の中にも申しました、</p>

長 この中には今年度返還部分もございますので、実質はもう少し少ない額が実態の額でございます。あと県の単位化になりましたが、川本町が運営しておりました今年度精算等も含めまして、もう2年ほどそういった部分がございます。そういった部分の急激な変化の部分等を考えますと、この程度は必要かなと思っておりますが、ここまでなくても良いんじゃないかという議論もございますので、その辺もきちんと見据えた上で必要以上のものがあるとしたら、その辺は皆さんの事業の中で必要額は取り崩しも検討はさせていただきたいと思いますが、どうしても急激に負担金が増える度に大きな負担を町民の方に求める訳にはいきませんので、適正な額というのは見据えながら、維持運営していきたいと考えます。

議 長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々 「議案第34号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

全員、「賛成」であります。

々 よって、「議案第34号」は、「承認」されました。

々 次に、「議案第35号、専決処分の承認を求めることについて《平成29年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）》」について。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第35号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
全員、「賛成」であります。
- 々 よって、「議案第35号」は、「承認」されました。
- 々 次に、「議案第36号、専決処分の承認を求めることについて《平成29年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)》」について。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第36号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
全員、「賛成」であります。
- 々 よって、「議案第36号」は、「承認」されました。
- 々 次に、「議案第37号、専決処分の承認を求めることについて《工事請負変更契約の締結について》」。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありますか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第37号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第37号」は、「承認」されました。
- 々 次に、「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて《工事請負
変更契約の締結について》」。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第38号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第38号」は、「承認」をされました。
- 々 ここで、暫時休憩と致します。11時05分から再開を致します。
(午前10時54分)
- 議 長 それでは、会議を再開します。(午前11時05分)
- 々 日程第12、「常任委員の選任について」の件を議題と致します。
- 々 委員会条例第5条第5項の規定により常任委員の選任を行います。

議長

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、それぞれ5名の委員を指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

々

次に、日程第13、「議会運営委員の選任について」の件を議題といたします。

々

委員会条例第5条第5項の規定により議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、5名の委員を指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。

々

次に、日程第14、「特別委員の選任について」の件を議題と致します。

々

広報発行対策調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、5名の委員を指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって 広報発行対策調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

々

ここで、各委員会の、正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務教民常任委員長に、3番高良議員、副委員長に、1番山口議員。

産建町民常任委員長に、4番石川議員、副委員長に、2番木村議員。

議会運営委員長に、5番植田議員、副委員長に、7番大畑議員。

広報発行対策調査特別委員会委員長に、4番石川議員、副委員長に、2番木村議員。

以上のとおり各委員会の正副委員長に選任されましたので、ご報告いたし

- 議長 ます。
- 々 次に、日程第15、「邑智郡総合事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。これは、議会構成の異動に伴い、事務組合議会議員の辞表が提出されたことにより行うものです。
この補欠選挙の定数は1名です。
- 々 お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、指名推選により、議長が指名することに決定致しました。
それでは、お手元に配布してあります名簿により、4番石川議員を指名いたします。
- 々 お諮りします。ただいま指名いたしました1名を当選人として定めることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、4番、石川議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
- 々 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。
- 々 これをもって、平成30年第2回川本町議会臨時会を閉会を致します。
(午前11時10分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員